

4. 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

(1) 養護老人ホーム・軽費老人ホームの運営について

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、住まいの確保が重要であり、特に居宅での生活が困難な低所得高齢者等に対して、今後とも、養護老人ホームや軽費老人ホームがその機能を活かし、重要な役割を果たしていくべきものと考えている。

こうしたことから、これまでも、全国介護保険担当課長会議等において、

- ・養護老人ホームでは、近年、定員割れの施設も見られることから、入所措置すべき者の把握や措置が確実に行われることが必要であること、
- ・養護老人ホーム、軽費老人ホームは整備費、運営費が一般財源化されていることもあり、その役割を適切に果たしていくにあたっては、地方自治体のご理解とご協力をお願いしたいこと、

について、依頼してきたところである。

また、養護老人ホームの措置費に対する地方財政措置について、その被措置者数に応じた補正を行うことで各自治体の需要額を算定することとなっている旨を周知するとともに、各自治体において、福祉担当部局と財政担当部局との連携を密にさせていただき、市区町村の福祉担当部局においても地方財政措置の内容について理解していただくよう依頼してきたところである。

各都道府県におかれては、引き続き、趣旨をご理解の上、ご協力いただくとともに、管内市町村に対して、その周知にご協力をお願いする。

なお、本年度の「社会・援護局関係主管課長会議」においては、生活保護を受給している高齢者で住環境が劣悪な場合に、生活保護担当部局が高齢者福祉担当部局との連携を図り、転居支援を行う場合等に、養護老人ホームへの入所も選択肢として検討するよう依頼することとしているので、担当部局間で適切に連携を図られるよう、管内市町村に対して、併せて周知いただくようお願いする。

本年4月の介護保険の運営基準の改正により、養護老人ホームが特定施設入居者生活介護等の指定を受ける際に、外部サービス利用型だけではなく、一般型を選択することが可能となったところであるが、養護老人ホームへの入所措置の判定に当たっては、引き続き「老人ホームへの入所措置等の指針について」（平成18年3月31日付老発第0331028号）等を参考に適切に判断されるようお願いする。

(2) 養護老人ホーム・軽費老人ホームの周知や活用促進の取組について

先般の各都道府県等での養護老人ホーム及び軽費老人ホームの周知や活用促進の取組についてのアンケート調査にご協力いただき感謝申し上げます。調査結果については、本年1月5日付の事務連絡においても周知したが、今般、その都道府県別の内訳や活用促進策の事例等についてとりまとめ、参考資料に添付したので、業務の参考とされたい。なお、今後も定期的に各都道府県等での周知や活用促進の取組について把握していきたいと考えているので、ご協力をお願いします。